

令和 7 年 6 月 20 日（金）

生産者 各位

J A 豊橋 営農企画課

令和 8 年度新規就農者育成総合対策に係る事前要望調査について（依頼）

見出しの件につきまして、豊橋市より要望調査の依頼がありました。

そこで、期日の短いなか誠に恐縮ですが、事業要望がありましたら最寄りの事業所まで報告くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 対象事業
及び対象者 ①経営発展支援事業（補正授業：世代交代円滑化タイプ）
 独立・自営就農時が 49 歳以下の認定新規就農者、認定農業者
 ②経営発展支援事業（通常枠）
 独立・自営就農時が 49 歳以下の認定新規就農者
2. 事業年度 令和 8 年度 ※世代交代円滑化タイプのみ令和 7 年度も対象
3. 事業内容 別紙「世代交代円滑化タイプと経営発展支援事業との主な相違点」
 をご参考ください。
4. 報告期日 令和 7 年 7 月 2 日（水）まで
 ※最寄りの事業所または営農企画課まで連絡ください。
5. そ の 他 1) 令和 7 年度世代交代円滑化タイプに要望される方へ
 豊橋市役所へ申請書類を提出（7/4 金）する必要があるため、
 以下のものを速やかに準備し、市役所までご相談ください。
 ★必要書類「見積書」「決算書（直近 2 ヶ年）」「現経営者名義通帳」
 2) 今回の要望調査で事業が採択されるものではありません。
 3) 他の事業活用状況によっては要望できない場合があります。
 4) 上記対象事業のほかに経営開始資金など、事業の問合せは
 営農企画課石黒・鈴木までご相談ください。

以上

世代交代円滑化タイプと経営発展支援事業との主な相違点

	世代交代円滑化タイプ	経営発展支援事業
対象者	独立・自営就農時が 49 歳以下の認定新規就農者、 認定農業者	独立・自営就農時が 49 歳以下の認定新規就農者
支援内容	①機械・施設等の 修繕、移設、撤去 等の取組に要する経費 (単純更新を含む) ②法人化、専門家の活用等の取組に要する経費 ③機械・施設等の導入、機械リース等に要する経費	機械・施設等の導入、機械リース等に要する経費
補助額	・ 国費上限 600 万円 (①～③の合計) ・ 補助率 ①、②：国 1/3 以内、都道府県、市町村負担は任意 (補助対象事業費上限 1,800 万円) (国 1/3、県・市からの上乗せがある可能性あり) ③：国 1/2 以内 (都道府県支援分の 2 倍を国が支援) (補助対象事業費上限 1,200 万円) (国 1/2、県 1/4、本人 1/4)	・ 国費上限 500 万円 ・ 補助率 国 1/2 以内 (都道府県支援分の 2 倍を国が支援) (補助対象事業費上限 1,000 万円) (国 1/2、県 1/4、本人 1/4)
主な要件	・ 令和 5 年度以降 に農業経営を開始した個人・法人 ・ 経営開始前 でも経営移譲者との 共同申請が可能 (①又は②の取組を実施する場合のみ) ・ 目標年度までに経営規模が 120% 以上となること ・ 継承する農業経営に従事してから 5 年を超える期間が経過していても対象となる	・ 令和 7 年度または令和 8 年度 に農業経営を開始した個人・法人 ・ 目標年度までに農業所得が 250 万円以上となること ・ 親元就農の場合、継承する経営に従事してから 5 年以内に継承し、目標年度までに経営規模が 110% 以上となること
他の補助金との併用	・ 経営開始資金との併用： 不可 ・ 経営発展支援事業との併用： 不可	・ 経営開始資金との併用：可 ※ただし、経営開始資金と併用する場合、経営発展支援事業の 国費上限は 250 万円 ・ 世代交代円滑化タイプとの併用： 不可